

本条件書は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書及び、同法第12条の5による契約書面の一部となります。お客様からのご依頼の内容によって、共通事項書面及び料金表の他に「旅行旅程表」(以下「旅程表」といいます。)、 「ご旅行代金お見積書(手配旅行契約)」(以下「見積書」といいます。)、 「手配旅行契約 取引条件説明書面《個別事項》」(以下「個別事項書面」といいます。)等を作成することがあります。これらの書面を作成した場合は、共通事項書面、料金表に加えこれらの書面に記載する条件によってお引き受けいたします。

## 1、手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当社が、旅行者(お客様)の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

## 2、旅行代金とのお支払い時期

- (1) 「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用、及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手数料金及び取消手続き料金を除きます。)を合算したものをいいます。
- (2) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当社に対し、当社所定の取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し旅行代金をお支払いいただきます。

## 3、契約の申込み及び条件

- (1) 契約を申し込もうとするお客様は、当社所定の申込書に記入の上、所定の申込金とともに、当社に提出していただきます。
- (2) 当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定に関わらず、会員番号等を通知しなければなりません。
- (3) (1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当社に支払う金銭の一部として取扱います。
- (4) この旅行に、旅行開始日当日における満年齢が20歳未満の方が保護者の同行がなく単独で参加される場合は親権者代表様の同意書が必要です。また、15歳未満の方は保護者(20歳未満の方は保護者となりません。)の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (5) 特別な配慮を必要とするお客様がある場合 特別な配慮を必要とするお客様がある場合
  - ① お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、旅行申込みの際に、旅行参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約締結後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的ににお申し出ください。
  - ② 前①のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出いただくことがあります。
  - ③ 当社は、旅行の安全かつ円滑な運営のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出等を条件とすること、お客様からの委託による旅行サービスの内容を変更すること等のご提案をさせていただきます場合があります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約の締結をお断りし、又は、旅行契約を解除させていただきます。

④ お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

## 4、契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合においては、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 当社の業務上の都合があるとき。
- (2) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
- (3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断するとき。

## 5、契約の成立

- (1) 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立します。
- (2) 当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。
- (3) 通信契約は(1)の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は(1)の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

## 6、契約書面

当社は、お客様と旅行契約を締結したときは、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但し、当社が手配するすべての旅行サービスについて航空券、乗車券、宿泊券、各種バウチャーその他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交付しないことがあります。

## 7、通信契約による旅行条件

当社は、当社が発行するカード又は当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受ける」こと(以下「通信契約」といいます。)を条件に旅行のお申し込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- (1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。
- (2) 申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社が旅行契約の締結を承諾する旨を電話又は郵便で通知する場合には、当社がその通知を発した時に成立し、当社がe-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ、パンフレットに記載する金額の旅行代金」又は「取消料・違約料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日まで現金にて旅行代金をお支払いいただきます。

## 8、契約内容の変更

(1) お客様は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。

(2) お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手続料金における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当社所定の取扱料金によります。

## 9、契約の解除

(1) お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。この場合お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又ははまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他運送宿泊機関等に対して既に支払、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(2) 当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。

(3) (2)により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いいただきます。この場合において、当社は收受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

## 10、当社による契約の解除

(1) 当社は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は契約を解除することがあります。

(2) 前号により契約が解除されたときにはお客様は前項(1)の料金を当社に支払わなければなりません。

## 11、旅行代金の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

## 12、旅行代金の精算

(1) 当社は、実際に要した旅行代金と收受した旅行代金とが合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたします。

(2) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、お客様は当社に対し、その差額を支払わなければなりません。

(3) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額に満たないときは、当社はお客様にその差額を支払います。

## 13、団体・グループ旅行

当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様（以下「構成者」といいます。）がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ契約については、以下により取り扱うものとします。

(1) 当社は、お客様が定めた契約責任者が構成者の契約の締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後は、契約責任者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。

(2) 当社は、申込金の支払を受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。

(3) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来を負うことが予想される債務又は義務について何らの責任を負うものではありません。

(4) 契約が締結された場合は、契約責任者は当社が定める日までに構成者の人数を通知し又は名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者から構成者の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成者の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。

## 14、当社の責任及び免責

(1) 当社は、当社又は当社の手配代理者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する責に任じます。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当社に通知があった場合に限りです。

(2) 次のような場合は、原則として責任を負いません。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等、当社の関与しえない事由により損害を被ったとき。

(3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意または重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 15、お客様の責任

(1) 当社は、お客様の故意または過失により当社が損害を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

(3) お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当社又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 16、お客さまが出發までに実施する事項

(1) 旅券・査証について

現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券・査証取得は旅行の出發までにお客様の責任で行ってください。これらの渡航手続き等の代行については、渡航手続代行料金をいただいております。

(2) 衛生情報について

渡航先の衛生状況については、厚生労働省検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/> でご確認ください。

(3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省海外危険情報等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。この場合はお申し込みの際に「海外危険情報に関する書面」をお渡しします。また「外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>」でもご確認ください。

## 17、燃油サーチャージについて

(1) 燃油サーチャージは、契約時にご案内申し上げます。

(2) 契約成立後に、航空会社が燃油サーチャージの額を増額した場合はその不足分をお客さまの同意を得た上で追加徴収し、減額された場合には、その減額分をすみやかに払い戻します。

(3) お客さまが燃油サーチャージの徴収を理由に、旅行契約の解除をされる場合は、当社所定の取扱料金を申し受けます。

## 18、旅行の運営・添乗員等

(1) 旅行の運営はお客様ご自身で行っていただきますが、当社は、お客様又は契約責任者の求めにより所定の添乗サービス料金及び添乗員同行のため必要な費用を申し受けたくうえで、添乗サービスを提供します。添乗員のサービス内容は、原則としてあらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。添乗員はお客様又は契約責任者の指示を受け当該業務を行います。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

(2) 本項(1)の添乗サービス料金及び添乗員同行のため必要な費用は、見積書、料金表又は個別事項書面に記載いたします。

## 19、個人情報の取扱いについて

(1) 当社は、旅行申込みの際に所定の申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、搭乗便名等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。

また、食物アレルギー等で特別な対応を必要とされるお客様については、上記項目に加えお客様のお体の状況等を上記事業者のほか医療機関、専門家ははじめとする関係機関に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供することがあります。

お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

このほか、当社は、①当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成 に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2) 当社が本項(1)の個人情報の全部又は一部を提供しただけの場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込み、ご依頼をお引受できないことがあります。

(3) 当社は、旅行中に傷病があった場合等に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合で国内連絡先の方への連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 当社は、本項(1)の利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することがあります。

(5) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレス等のお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただくことがあります。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただいた商品の発送のために、これを利用させていただくことがあります。なお、当社グループ企業の名称及びプライバシーポリシーについては、当社ホームページ <https://rts21.co.jp/privacy> をご参照ください。

(6) 当社が保有するお客様の個人データの開示、その内容の訂正、追加若しくは削除、又はその利用の停止、消去若しくは第三者への提供の停止をご希望の場合は、お申し込みの販売窓口までお申し出ください。

## 20、約款準拠

(1) 本旅行条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款（手配旅行契約の部）に定めるところによります。

(2) 運送機関や宿泊施設等の旅行サービス提供機関が旅行中にお客様に提供するサービスについては、当該旅行サービス機関の約款が適用になります。

## 21、その他

手配旅行契約には募集型・受注型企画旅行と異なり特別補償規定の適用はありません。ご旅行中、病气、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されることをお勧めします。

観光庁長官登録旅行業 第416号

名称 株式会社リウボウ旅行サービス  
所在地 沖縄県那覇市松尾1丁目9番49号（本社）  
電話番号 098-861-3404

本社の営業時間：月曜日～金曜日（09：00～17：00）

※土曜・日曜・祝日・年末年始等の特定日は休業。

なお、最新の営業時間、支店の営業日・時間は当社ホームページ（<https://rts21.co.jp/>）等でご確認下さい。

※当社の営業時間外にFAX、電子メール等で頂いたお申し出は、翌営業日に申し出頂いたものとして取扱います。

総合旅行業務取扱管理者：島 勉

一般社団法人 日本旅行業協会正会員

※総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。このご旅行の契約、内容に関し担当者からの説明等にご不明点がございましたら、最終的には上記取扱管理者がご説明いたします